

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
③	③	⑦	⑤	⑤	⑤

※該当箇所に ☒ すること

政治団体の区分

- ☐ 政 党
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ そ の 他 の 政 治 団 体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

全国 (2都道府県以上)

- (ふりがな)
- 1 政治団体の名称 村田きょうこ後援会 (むらたきょうここうえんかい)
- 2 主たる事務所の所在地 〒104-0033 東京都中央区新川1-23-4I・Sリバーサイドビル4F
- 3 代表者の氏名 村田享子
- 4 会計責任者の氏名 袈裟丸暢子
- 5 令和 5 年分



団体コード	1	3	3	0	0	2	1	9	2	0	0	0	2	1
前年繰越額	22,724,842 円													

事務担当者の氏名 押田卓也

電話番号 03-3555-0401

受 付	審 査	確 認
消 込	パンチ	照 合



資金管理団体の指定の有無

☒ 有 ☐ 無

公職の種類 参議院議員 (現)

資金管理団体の届
出をした者の氏名 村田 享子

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補
者の氏名 村田享子

公職の種類 参議院議員 (現)

(※) 資金管理団体の指定の期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額		44,604,973
	(前年からの繰越額)	22,724,842
	(本年の収入額)	21,880,131
支 出 総 額		1,089,456
翌年への繰越額		43,515,517

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		0
金 額		0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)		0人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分		
	(ア) 個 人 か ら の 寄 附	1,680,000
	(うち特定寄附)	0
	(イ) 法人その他の団体からの寄附	0
	(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	20,200,000
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		21,880,000
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		0
イ 政党匿名寄附		0
合 計 (ア + イ)		21,880,000

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	(注1) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。 (注2) 「1件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の	131	
合 計	131	

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	①. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考	
村田享子	500,000	5 7 6	東京都文京区本郷4-17-5-402	参議院議員		
村田享子	340,000	5 7 10	東京都文京区本郷4-17-5-402	参議院議員		
村田享子	840,000	5 12 13	東京都文京区本郷4-17-5-402	参議院議員		
こ の 頁 の 小 計	1,680,000	(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。 (注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。 (注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。 (注4) 同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	1,680,000					

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分			1. 個人 2. 法人・その他の団体 ③. 政治団体		
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)		職業(又は代表者の氏名)	備 考		
組織内議員を支援し政策実現を推進する会	20,000,000	5 12 22	東京都中央区新川1-23-4 I・Sリバーサイドビル4F		森岡 祥浩			
住重労連政治活動委員会本部	100,000	5 1 18	品川区大崎2-1-1ThinkParkTower 住友重機械労働組合連合会本部内		町田 雅彦			
住重労連政治活動委員会本部	100,000	5 11 17	品川区大崎2-1-1ThinkParkTower 住友重機械労働組合連合会本部内		町田 雅彦			
こ の 頁 の 小 計	20,200,000							
そ の 他 の 寄 附	0							
合 計	20,200,000							

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。

(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(注4) 同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				
項 目		金 額	備 考	
1 経 常 経 費		0		
(1) 人 件 費		0		
(2) 光 熱 水 費		0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		0		
(4) 事 務 所 費		633, 572		
小 計		633, 572		
2 政 治 活 動 費				
(1) 組 織 活 動 費		0		
(2) 選 挙 関 係 費		0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		455, 884	ア～エの計	
ア 機関紙誌の発行事業費		0		
イ 宣 伝 事 業 費		455, 884		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		0		
エ そ の 他 の 事 業 費		0		
(4) 調 査 研 究 費		0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		0		
(6) そ の 他 の 経 費		0		
小 計		455, 884		
合 計		1, 089, 456	(注) (その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。	

会 同 団

全国団

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分			1. 光熱水費	2. 備品・消耗品費	③事務所費
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)		支出を受けた者の住所(又は所在地)		備考
事務所家賃	300,000	5 4 21	日本基幹産業労働組合連合会		東京都中央区新川1-23-4 I・Sリバーサイドビル4F		
事務所家賃	300,000	5 12 21	日本基幹産業労働組合連合会		東京都中央区新川1-23-4 I・Sリバーサイドビル4F		
政治資金監査費用	33,000	5 4 27	窪田 智		東京都千代田区麴町2-10-3		
この頁の小計	633,000						
その他の支出	572						
合 計	633,572						

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			宣伝事業費 (SNS関係費)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)		支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
LINE公式アカウント	132,000	5 4 24	(株)トライ		東京都文京区本駒込3-9-3	
LINEスタンプ作成費	316,800	5 6 13	(株)トライ		東京都文京区本駒込3-9-3	
こ の 頁 の 小 計	448,800	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
そ の 他 の 支 出	7,084	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
合 計	455,884	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。				
		(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☒の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

2024年4月19日

政治団体の名称 村田きょうこ後援会

会計責任者の氏名 袈裟丸暢子



(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代 表 者 の 氏 名



(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和6年4月19日

村田きょうこ後援会

代表 村田享子 殿

登録政治資金監査人

村田 知

登録番号 第 5907 号
研修修了年月日 令和4年5月11日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、村田きょうこ後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、村田きょうこ後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、村田きょうこ後援会に係る明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて、支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

村田きょうこ後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上